

令和5年度糸魚川市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年4月1日制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品および役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織（以下「市の組織」という。）が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する業務を行う。）
- (3) 糸魚川市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達に関する要綱第2条第4号に定める障害者多数雇用事業者

5 調達の対象となる物品等

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品類（筆記用具、封筒、ゴム印等）
 - イ 食料品類（パン、弁当、飲料水等）
 - ウ 小物類（衣類、食器類、清掃用具等）
 - エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット等の印刷）
 - イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）
 - ウ 清掃・施設管理（清掃、除草等）
 - エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力等）
 - オ 飲食店等の運営（売店、レストラン等の運営）
 - カ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの提供可能な物品等の情報については、当該施設からの情報をもとに市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推

進する。

- (2) 障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、市ホームページ等で公表する。

8 調達の目標

調達目標は、前年度の物品等の調達実績を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて方針を見直しするものとする。
- (2) この方針に関する担当窓口は、福祉事務所とする。